

質疑回答書

2026 年 9 月 1 日

参加者各位

町田市長 稲垣 康治

質疑に対し、以下のとおり回答いたします。

【件名】 町田市市有施設照明設備ＬＥＤ化業務委託		
【担当】 財務部 市有財産活用課 庁舎管理係 【電話】 直通 042－724－2165		
番号	質問内容	回答内容
1	天災や感染症等の、受注者の責に起因しない不可抗力により借入期間開始日(2029年4月1日)に使用開始できない事態が発生した場合は、借入開始日の延長協議を頂くことは可能でしょうか。また、ペナルティは発生しますか。	プロポーザル説明書の予想されるリスクと責任分担に記載の「不可抗力」「物価変動」のリスクに当たる事態が発生した場合には、ペナルティが発生するかどうかも含め、別途協議により決定するものとします。
2	設置作業期間中、対象施設に於いて施設内の水道（トイレ含む）及び電気（コンセントの一時使用）を無償貸与いただくことは可能でしょうか。	ご認識のとおりです。
3	詳細調査後、器具の台数・仕様が提案時の想定と異なる場合、増額、減額含め、変更契約の協議は可能でしょうか。	協議により決定するものとします。
4	プロポーザル説明書 6 (7)「提出書類には会社名、ロゴマーク等、作成者がだれかどうか分かる表示は一切しない」とのことですが、構成企業のみという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
5	プロポーザル説明書 6 (8)二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)について プレゼンテーション参加人数は業務責任者含め 5 名以内とすると記載がありますが、今回複数の事業者とコンソーシアムを組成し事業提案をするため、構成企業と構成企業以外の関係者も含めて参加人数を 10 名以内としていただくことをご検討いただけないでしょうか。	プロポーザル説明書のとおり 5 名以内とします。
6	頂きました資料「町田市市有施設照明設備ＬＥＤ化業務委託ベースライン単価、照明器具の使用状況概要」内に記載のございます従量料金単価の「高圧電力」「低圧電力」がどの施設に該当するか不明です。お示しの程頂けますでしょうか？ また、電力料金の資料をエクセルで頂くことは可能でしょうか。	従量料金単価の「高圧電力」「低圧電力」のどちらに該当するかは「(別紙 5) 各施設契約種別」のとおりです。 また、「(別紙 3) 対象施設電気使用量及び料金」のエクセルデータを添付します。

7	石綿(アスベスト)含有に関する調査費及び調査結果に伴う対策費用が必要となった場合は、貴市と協議のうえご負担いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	協議により決定するものとします。
8	事業者に責がなく、メーカー起因での商品提供の遅延による工期遅延が発生した場合、工期について協議いただくことは可能でしょうか。	プロポーザル説明書に記載の調査・工事期間に収まる形で各施設の業務に支障がないご提案をいただくことが前提ですので、器具の安定確保を含め、それを踏まえたご提案をいただくものと考えます。そのうえで、プロポーザル説明書の予想されるリスクと責任分担に記載の「不可抗力」「物価変動」のリスクに当たる事態が発生した場合には、別途協議により決定するものとします。
9	仕様書 4 (4)「誘導灯及び非常灯照明の蓄電池については、維持管理期間内に 2 回の交換を行うこと。」と記載がありますが、将来急激なインフレによる物価上昇に伴う、物品代、人件費の高騰があった場合に費用増に関して協議いただくことは可能でしょうか。	協議により決定するものとします。
10	照明台帳から照明器具の設置高さを読み取れず正確な見積金額を出すことが出来ません。見積金額は全て平場を想定して算出する想定でよろしいでしょうか。 また、詳細調査後に足場が必要と分かった場合は費用増に関して協議可能でしょうか。	「(別紙 2 改) 機器一覧表」に記載の高所の器具に設置高さを示しましたので、これを参考に算出して下さい。 「(別紙 2 改) 機器一覧表」に記載の高所の器具以外に足場が必要と分かった場合の費用に関しては、協議により決定するものとします。
11	構成企業と共にグループでプロポーザルに参加したとしても、契約は代表企業である事業役割と貴市との 1 対 1 契約との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
12	契約保証金が必要という認識でよろしいでしょうか。	契約保証金の納付は免除とします。
13	本事業の予算は債務負担行為となり、事業期間中の歳入歳出予算の減額及び削減はないものという認識でよろしいですか。 長期継続契約の場合はリース期間途中での予算減額における解約条項はありますか。その場合、リース会社に対しての予算減額時の補填条項はありますか。	債務負担行為であり、事業期間中の歳入歳出予算の減額及び削減はないものというご認識でよろしいです。 なお、長期継続契約ではありません。
14	一般仕様書 4(1)について 調査時の照度測定、絶縁測定はそれぞれ測定場所の指定はありますか。	本市担当職員が指定する場所で測定を行うこととし、詳細は協議により決定するものとします。

15	一般仕様書 4(2)スについて 照明の配置がわからない現在の状況では器具の再設置による天井ボードの改修が何箇所必要であるのか、算出することが不可能です。費用について現調後の協議としていただけることはできないでしょうか。	天井改修は 500 箇所として算出してください。詳細は協議により決定するものとします。
16	現在の照明配置の確認の為、照明配置竣工図の PDF もしくは CAD データの共有はいただけないでしょうか。	契約後に共有します。ただし、一部の施設については竣工図がありません。
17	一般仕様書 4(2)セについて既存吊りボルトが使用できるのかどうかは現在いただいている情報からは確認できません。現地調査後にご報告の上、吊りボルト交換による追加費用は協議いただけますでしょうか。	ご提案の範囲と考えます。
18	一般仕様書 4(7)ア 提出物に照度分布図とありますがどこまでの範囲が必要なのかご教示頂ければと思います。	原則としてすべての箇所としますが、詳細は協議により決定するものとします。
19	一般仕様書 5(9)イについて 作業時間は休館日を主とするとありますが、各施設の休館日の情報や作業可能時間を共有いただくことは可能でしょうか。 また、工事開始前と後の施設の施設施錠については無償立ち合いしていただけますか。	各施設の休館日の情報や作業可能時間については、契約後に共有します。 施設の開錠施錠については、原則として本市で行います。
20	一般仕様書 5(10)について 期間満了前に建物除却で維持管理が終了となった場合、除却した建物の維持管理費用の精算はどのようになりますか。	協議により決定するものとします。